



# LINDAからのIPニュース



第195号  
2026年5月

## ■ 目次

- ◆ 知財ニュース NEW!
- ◆ 弊所の最新動向 
- ◆ ソフトウェア著作権侵害事件における合法的出所の抗弁の立証ポイント 

## 知財ニュース

### ● 著作権

#### 中国初のAIショートドラマ著作権侵害に関する刑事事件

央視新聞(CCTV)によると、中国初のAIショートドラマ著作権侵害刑事事件で一審判決が言い渡された。計1700本余りのショートドラマが関連対象となり、著作権侵害罪に当たると認定された。

関係者によると、あるオンラインゲーム運営会社が専用のAIツールを開発しており、クリエイターが同ツールにオリジナル脚本やストーリー設定、カット割りなどのプロンプトを入力すると、AIショートドラマを迅速に生成できる仕組みとなっている。生成された作品は、公式指定のプラットフォームで公開され、ユーザーが有料で視聴することができる。

同社スタッフによると、すでに数百人のクリエイターがこのAIツールを利用して創作に参加し、生成されたAIショートドラマは累計で7,000本を超えている。1本あたりの販売価格は数元から十数元程度で、そのうち複数の人気作品の販売実績が1,000本を超えるものもあるという。

しかし、2024年下半期、同社スタッフは、許可なくこのシリーズのショートドラマが公開販売されていることを発見した。当時、あるフリマサイトに掲載されていたページでは、1,300本以上のショートドラマがセットで販売されており、価格は66.66元と表示されていたという。スタッフが調査したところ、これらのショートドラマはいずれも無断録画によって入手されたもので、いかなる許諾も得ていなかったことがわかった。

関連証拠に基づき、検察機関は次のように判断した。本件のAIショートドラマは、単にキーワードを入力して「ワンクリック生成」されたものではなく、クリエイターがオリジナルの脚本をもとにテーマ、登場人物、ストーリー展開、スタイルを設定しており、クリエイターの個性的な構想と独創的な表現が示されているため、著作権法上に定義された「作品」に該当する。

2026年4月、この事件は広州市黄埔区裁判所・知識城法廷で開廷審理が行われ、一審で被告は著作権侵害罪として、懲役8ヶ月、執行猶予1年2ヶ月および6,000元の罰金刑が科された。裁判官は、本件証拠に基づき、係争AIショートドラマは法律により、保護される著作物に該当すると判断した。(2026年5月7日 IT之家)

## ● 典型事例

**2025年度商標異議・審判典型事例が公表**

国家知識産権局はこのほど、2025年度の商標異議・審判典型事例10件を公表した。「事例による法解釈」、「事例による法律普及」を通じて、公衆が商標登録及び使用に関する正確な認識を持つよう導き、知的財産権の尊重と保護に対する意識を高めることを目的として、以下10件の典型事例を選定して公表した。

1. 第78186637号「問界出行」商標異議申立事件。新興分野における商品・役務の類似性を合理的に判断し、「有名ブランドに便乗する」行為を規制するとともに、新興分野における商標専用権の保護を強化した。
2. 第77565415号「HOPPI JUJU WIPESおよび図形」商標異議申立事件。アニメのIPの知名度と作品の理念的価値を重視し、法律に基づいて、国産のアニメのIPに対する悪意登録行為を規制し、アニメ産業の質の高い発展を支えた。
3. 第80787978号「CLEAF KELIFU」商標異議申立事件。海外の著名商標を悪意で繰り返し出願行為を厳格に規制し、中国が法治化・国際化されたビジネス環境を構築するという決意を示した。
4. 第74201587号「高紀凡 GAOJIFAN」商標異議申立事件。新エネルギー産業の著名な起業家の名前を悪意に便乗する出願行為を規制し、悪意商標登録の取り締まりを強化するという強いメッセージを送った。
5. 第74885858号「ETKHO」商標異議申立事件。関係主体間の意思疎通および行為の一貫性を総合的に認定することで、関連会社を利用した悪意の先取り出願行為を効果的に規制した。
6. 第12793459号「蘇羅」登録商標無効審判事件。無形文化遺産に関連する標識の商標法上の保護範囲を明確にし、中国の優れた伝統文化の革新と発展において商標が果たす積極的な役割を十分に発揮させた。
7. 第13656705号図形商標不使用取消の不服審判事件。医薬品業界の特性に基づき、商標使用に関する法律法規を適用することで、商標権者による権利行使の予見可能性を確保した。
8. 第31831098号図形商標無効審判事件。袁隆平院士の肖像画を強力に保護し、社会公共利益の保護方式を充実させるとともに、商業混同や誤認を効果的に抑制し、市場経済秩序を維持した。
9. 第47044156号「陳体全李升佐」商標無効審判事件。商標審査・審理基準を的確に把握し、類似判定方法を活用することで、老舗ブランド「陳李濟」の創業者の名前を悪意で模倣する行為を取り締まり、老舗企業に対して有力な法的保護を提供した。
10. 第62988785号「寧王科創」商標無効審判事件。被請求人による著名な科学技術企業の商業的名誉に便乗した商標登録行為を認定し、係争商標を無効にした。戦略的新興産業のブランド保護の基盤が強化された。(2026年4月27日 中国商標網)

**最高検察院、知的財産権保護に関する典型事例10件を公表**

最高人民検察院はこのほど、知的財産権保護に関する典型事例10件を公表しており、刑事、民事、行政及び公益訴訟を網羅するとともに、刑事付帯民事訴訟や虚偽訴訟への一体的な取り締まりといった職能も反映しており、知的財産権に関する検察の総合的な職務遂行の成果を集中的に示している。

今回選出された典型事例は、新質生産力の発展を支えることに焦点を当てている。例えば、「王某某、王某某ら3人による営業秘密侵害事件」、「衆某緑能科技有限公司、王某某ら4人による著作権侵害事件」などは、チップ製造、太陽光発電などの新エネルギー、インダストリアルソフトウェアといった新興産業であり、中国のボルトネックという技術に係る事件も含まれる。

中国の各級検察機関は、逮捕の審査、起訴の審査、検察機関による自らの捜査、検察建議の発出、抗訴の提起などの職能を法律に基づき全面的に履行することで、高い質と効率性をもって関連事件の処理を行っている。例えば、最高人民検察院の抗訴により判決が変更された「華美歯科」商標権無効審判請求に関する行政紛争事件は、商標の権利付与・権利確定に関する裁判基準の統一を促進し、商標と商号の権利関係を合理的に区分することに寄与した。

今回選出された典型事例は、検察機関が高い質と効率性を持って職務を遂行し、事件処理を推進することにも焦点を当てている。特に営業秘密侵害行為の性質認定、ソフトウェアにおける技術的保護、新たな類型の美術作品の保護、サービス商標に関する事件の処理、地理的表示の保護強化などにおいて参考価値が高く、各級の検察機関の参照に供することができる。(2026年4月22日 最高人民検察院)

## ● 税関

### 2025年中国税関の知的財産権保護状況

中国税関総署は4月23日に、「2025年中国税関の知的財産権保護状況」を公表した。

データによると、2025年、中国全国の税関は知的財産権侵害に対する厳しい取り締まりを継続した。2025年通年で、税関は輸出入貨物に知的財産権保護措置を合計5.34万回実施し、被疑侵害貨物を3.87万ロット、合計8,642万点を差し押さえた。また、計57の国・地域の権利者が税関保護により自らの権益を守った。

2025年、知財権利者による新規税関登録件数は前年比20.26%増の5,431件となった。2025年通年で、受理した知的財産権の税関保護登録申請は35,220件となり、初めて3万件を超えた。承認した登録申請件数は27,553件で、そのうち中国国内権利者による登録は前年比24.38%増の19,930件となった。承認した権利者の総担保申請件数は、前年比14.89%増の162社となった。

2025年、中国全国の税関は「文化の海外展開」を積極的に支援し、トイカルチャー産業や文化クリエイティブ製品などへの著作権保護を強化した。通年の著作権登録申請承認件数は、前年比28.7%増の3,415件となった。また、差し押さえた著作権侵害被疑貨物は、ロット数が前年比61.36%増の710ロット、点数が前年比26.06%増の630.02万点となり、保護体制の強化が顕著に表れた。差し押さえた商標権侵害被疑貨物は3.84万ロット、8000.32万点となり、差し押さえた特許権侵害被疑貨物は15ロット、11.63万点となった。

中国全国の税関は貨物輸送ルートにおいて、差し押さえた被疑侵害貨物が前年比10.72%増の4,205ロットとなった。そのうち4,084ロットについては職権によるもので、差し押さえた被疑侵害貨物は8,371.96万点を超え、貨物輸送ルートにおける差し押さえたロット数と点数の97.12%、99.83%を占めた。『中華人民共和国税関行政処罰裁量基準(三)』に基づき、中国全国の税関は軽微な違反や初犯の権利侵害事件について、法律に基づき行政処罰を行わなかったのが3,178ロット、2.91万点となった。処罰と教育を組み合わせた効果が顕著に表れ、法執行効果は持続的に向上している。

中国全国の税関は、通関管理を強化し続けている。越境ECの輸入段階においては、被疑侵害貨物を242ロット、31.89万点差し押さえ、前年比でそれぞれ2.6倍、13.4倍となった。これにより、輸入段階の法執行における差し押さえたロット数は14.81%増加し、新興チャンネルにおける法執行の重要性が、ますます顕著になっている。一方、輸出段階では、被疑侵害貨物を3.83万ロット、8,581.93万点差し押さえ、輸出は依然として知的財産権の税関保護における主要な対象となっている。

東部沿海地域は依然として法執行の中心であり、上海、広州、深セン、寧波、アモイ、福州などの税関では、被疑侵害貨物を2.75万ロット、8,427.57万点差し押さえ、それぞれ全体の71.1%、97.51%を占めている。国境隣接地域の南寧、昆明などの税関が1,187ロット、186.91万点を差し押さえた。中西部地域では、鄭州、武漢、長沙などの税

関が1万ロット、27.51万点を差し押さえた。その他、フフホト、拱北、重慶などの税関では差し押さえたロット数が前年比2倍以上増加し、満州里、成都、ウルムチなどの税関では差し押さえた点数も大幅に増加した。地域間の法執行の均衡化が進んでいる。

市場調達や越境ECなどの新興業態は、税関による知的財産権保護の重点分野となっている。2025年、中国全国の税関は、市場調達貿易方式で輸出された被疑侵害貨物を前年比27.8%増の1,542ロット、48.4%増の3,788.89万点差し押さえた。これらは、貨物輸送ルートにおける法執行全体のそれぞれ36.67%、45.18%を占めた。越境ECルートにおいて差し押さえた被疑侵害貨物は2.46万ロットとなり、2024年とほぼ横ばいであり、依然として差し押さえたロット数が最も多い法執行ルートとなっている。

差し押さえたロット数で見ると、衣類・履物・帽子、皮革製品・バッグ、電子機器・家電類が上位3位を占め、それぞれ19,000ロット、8,000ロット、3,000ロットであった。差し押さえた点数で見ると、タバコ製品、スポーツ用具、衣類・履物・帽子類が上位3位を占め、それぞれ1,849万点、1,504万点、1,142万点であった。そのうち、タバコ製品は2024年と比べて3.1倍の増加となった。差し押さえた被疑侵害貨物の構成は全体として安定しており、重点分野が明確である。(2026年4月23日 中国税関総署)

## ● 政務

### 最高検察院、「知的財産権検察業務白書(2025)」中国語・英語版を公表

最高人民検察院はこのほど、「知的財産権検察業務白書(2025)」(以下「白書」という)を公表し、また公式英語ウェブサイトにて初となる白書の英語版を公開した。白書は、データ、図表、事例などを通じて、中国全国の検察機関が国家イノベーション駆動発展戦略に対する貢献を全面的に示している。

白書は、2025年に検察機関が法律に基づき、知的財産権に関する刑事、民事、行政及び公益訴訟という4つの検察職能の基本的な状況を全面的に紹介している。2025年、中国全国の検察機関は、「寛厳相濟(寛大さと厳格さを調和させる)」刑事政策を全面的かつ正確に徹底し、法律に基づき知的財産権侵害事件を取り締まった。受理した知的財産権侵害事件は11,341件(計25,160人)で、このうち9,135件(計19,102人)を起訴し、5,105人を不起訴とした。また、検察機関が処理した知的財産権に関する民事事件は1,251件、行政事件は1,795件で、知的財産権分野における公益訴訟は741件受理、612件を起訴した。(2026年4月21日 最高人民検察院)



## 弊所の最新動向

### 弊所が代理した2件の知財案件が、最高裁の裁判要旨および煙台裁判所の典型事例に選出

近日、弊所が代理した2件の知的財産案件が高い司法評価を受けた。具体的には、「クラッチアセンブリ」に係る発明特許権侵害事件は「最高裁判所知識産権法廷裁判要旨(2025)」に選出され、「宝樹堂」に係る商標権侵害および不正競争事件は「2025年煙台裁判所の知的財産司法保護十大事例」に選出された。

これらの入選は、司法機関から裁判価値を高く評価されたことを意味するとともに、弊所のサービス能力と案件処理品質に対する、業界やクライアントの信頼と評価の現れでもある。

#### ● 特許権侵害の判断基準を明確化して、最高裁判所の裁判要旨に選出

「クラッチアセンブリ」に係る発明特許権侵害紛争案件において、弊所は特許権者の代理人として、裁判の全過程に関与した。技術対比、侵害認定、責任負担といった主要争点に焦点を当て、証拠チェーンを体系的に整理し、法律規定と技術的事実を踏まえた十分な主張を行った。

本件は最高裁判所知識産権法廷で審理され、2025年度の裁判要旨に収録された。本件は、部品関連の特許権侵害や幫助行為の侵害認定案件の審理に重要な参考指針を提供するものである。また、部品の製造・販売分野における知財コンプライアンスの境界線を明確化し、イノベーション企業の特許権保護および適法な権利行使について、明確な司法指針を示した。

#### ● 悪意あるブランド侵害を厳格に規制し、煙台裁判所の典型事例に選出

今回選出された「宝樹堂」に係る商標権侵害および不正競争案件では、侵害者が長期にわたり悪意ある模倣および重複侵害行為を実施しており、侵害情状は深刻であった。

弊所は、商標専用権の保護、商品の包装・装飾の模倣、不正競争行為の認定、懲罰的損害賠償の適用といった点について、的確な立証と緻密な論証を行い、ブランド権利者の正当な権益と公正な市場競争秩序を守った。また、悪意侵害や重複侵害の抑止にも大きく寄与した。

本件は地方裁判所の年度知的財産司法保護典型事例として評価され、司法機関による知的財産権保護の強化や悪意侵害への厳格な規制という姿勢が示されるとともに、企業が広域的な権利保護や模倣対策を講じる際の実務的な参考例となっている。



## 林達劉事務所、ロンドンを訪れ、INTA 2026に参加

2026年5月2日から6日にかけて、第148回国際商標協会 (INTA) 年次総会がイギリス・ロンドンで盛大に開催された。林達劉事務所は今回も、商標弁理士、特許弁理士、弁護士を含む計6名を現地に派遣し、この国際的な交流の場を通じて、グローバルな協力ネットワークの拡充に努めるとともに、中国における質の高い知財サービスの発展と実力を広く発信した。

本年度のINTA年次総会では、グローバルな商標保護、生成AIに関する著作権保護、クロスボーダー知的財産訴訟、ブランドの国際的展開など、最前線のテーマに焦点を当てた、フォーラムや委員会会合が数多く開催された。林達劉事務所はこれらの専門的なディスカッションに積極的に参加し、世界各国の同業者と実務経験について深く意見を交わした。また、業界の最新動向や今後の見通しを分析・共有することで、国際的な視野を広げ、専門性をさらに確固たるものにした。

弊所は、長年にわたる渉外活動で培った強みを活かし、従来より協力関係にある海外のパートナーとの再会を果たし、クロスボーダー協働の深化に向けた協議を行った。同時に、世界各国の新たなパートナーとも幅広くコンタクトを図り、専門性と誠実さを信頼の絆として、国際的な協力ネットワークの拡大に取り組んでいる。これにより、企業のブランドグローバル化をより包括的にサポートするための基盤を築いてきた。

### 二つのランキング選出

ロンドン時間の5月4日午後、中華商標協会 (CTA) のテーマフォーラムが開催され、その中で、中華商標協会の指導のもと、『中華商標』雑誌社と知産宝 (IPHouse) が共同で「2026中国渉外商標代理サービス能力データ統計40」を発表した。林達劉事務所は、渉外商標代理やクロスボーダー知的財産法律サービスなどの分野における実績、豊富な国際的サービス経験、そしてグローバルなクライアントからの高い評価により、再び同ランキングに選出された。

さらに、中国の著名な知的財産メディアである摩知輪 (MOZLEN) も、ロンドン現地時間5月2日に「2026年『MOZLEN500 (国際版)』中国渉外商標代理機関ランキング」の発表式典を開催した。林達劉事務所は同ランキングにおいても優れた実績を収め、業界最高水準を示す「AAA+++」ランクへの選出を果たした。この権威ある評価は、渉外商標の権利化、権利保護、馳名商標の保護といった複雑で高い専門性が求められる分野における、林達劉事務所の実力と豊富な実務経験を改めて証明するものとなった。



### ロンドンのスナップショット

伝統的な気品と現代の活力を兼ね備えた国際都市であるロンドンは、世界の金融、商業、そしてイノベーションを牽引する戦略的拠点であると同時に、知的財産分野において東洋と西洋が交わり、互いのルールを学び合う重要なハブでもある。

INTA総会の合間に、林達劉事務所のメンバーはこの街の日常の空気にも触れた。タムズ川沿いでコーヒーを味わいながら、ミレニアム・ブリッジを行き交う人々のせわしない足取りを眺め、シティ・オブ・ロンドンの石畳の道では、「スクエア・マイル」と呼ばれるエリアに漂う厳格さと洗練されたビジネスの空気を感じ取った。そして、街角の小さな店では、多様な言語が交錯する包容力と活気が伝わってきた。

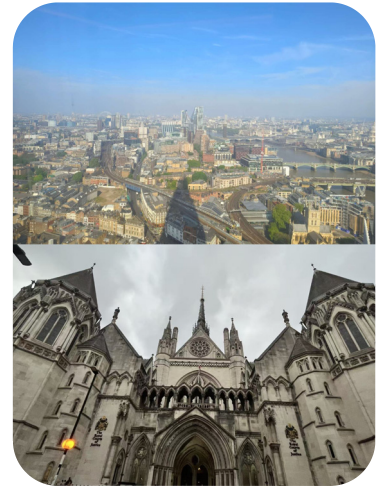
ここロンドンで、林達劉事務所のメンバーは世界水準の知的財産サービスの専門的な空気に触れるだけでなく、この都市が持つ開放性と多様性を通じて、思考と想像力を刺激し続ける力を実感した。

### ロンドンへの旅、トロフィーやランキングのその先へ

INTAの会議テーブルでは世界と対話し、テムズ川沿いの日常の中では知的財産と都市の鼓動がシンクロしていることを感じた。

今後も林達劉事務所は、専門性をさらに高め、国際的なサービス能力を着実に強化し、世界中の知財関係者とオープンかつ深い交流を継続していく。私たちは、優れたサービスとは、単に効率性と信頼性を備えるだけでなく、クライアントが描くブランドビジョンを深く理解し、それを長期的に守り支えることにあると考えている。

ロンドンで得たインスピレーションと経験を胸に、林達劉事務所はこれからも歩みを進めていく。



## ソフトウェア著作権侵害事件における合法的出所の抗弁の立証ポイント

中国弁護士 邢博  
北京魏啓学法律事務所

弊所は先般、あるソフトウェア著作権侵害訴訟において、被告側代理人を担当した。この事件において、ソフトウェア著作権者は、弊所クライアント(被告)が、そのソフトウェアを許可を得ずに使用していることが著作権侵害にあたるとして、訴訟を提起した。弊所は当該訴訟において、「合法的出所の抗弁」を行った。

本稿では、被疑侵害者の視点から、ソフトウェア著作権侵害事件における合法的出所の抗弁を立証するためのポイントを分析する。

### 1. 関連法律規定

『コンピュータソフトウェア保護条例(2013年改正)』第30条は、「ソフトウェアの複製品の所有者は、当該ソフトウェアが権利侵害複製品であることを知らず、かつ知るべき合理的な理由がない場合には、賠償責任を負わない。但し、その使用を停止し、当該侵害複製品を廃棄しなければならない。当該侵害複製品の使用停止及び廃棄が複製品の使用者に重大な損失を及ぼす場合には、複製品の使用者はソフトウェア著作権者に合理的な費用を支払った後、引き続き使用することができる。」と規定している。

上記規定によれば、被疑侵害者は関連ソフトウェアが第三者から提供されたものであり、且つ「当該ソフトウェアが権利侵害複製品であることを知らず、かつ知るべき合理的な理由がない」ことを証明できれば、合法的出所の抗弁を主張できる。ただ、合法的出所の抗弁が認められた場合、被疑侵害者は賠償責任を負わなくてもよいが、権利者が

侵害行為を差止めるために支払った合理的な支出の一部を負担することを、裁判所から命じられる可能性がある。

司法実務において、合法的出所の抗弁を主張する場合、被疑侵害者は以下の点について立証しなければならない。

(1) 係争ソフトウェアが第三者から提供されたものであり、被疑侵害者は、当該ソフトウェアが権利侵害複製品であることを知らず、主観的に悪意がなく、且つ当該ソフトウェアについて第三者に合理的な対価を支払ったこと。

(2) 被疑侵害者は権利者の警告状又は訴状を受領した後、係争ソフトウェアの使用をすでに停止したこと。

## 2. ソフトウェア著作権侵害事件における合法的出所の抗弁の立証ポイント

(1) 係争ソフトウェアが第三者から提供されたものであり、被疑侵害者は、当該ソフトウェアが権利侵害複製品であることを知らず、主観的に悪意がなく、且つ当該ソフトウェアについて第三者に合理的な対価を支払ったこと。

訴訟において、被疑侵害者は第三者と締結した契約を提出し、係争ソフトウェアが第三者から提供されたものであることを立証しなければならない。また、契約だけでなく、契約がすでに実際に履行されていることを証明するために、被疑侵害者は合理的な対価を支払った支払証憑を提出する必要がある。仮に、被疑侵害者が契約のみを提出し、支払証憑を提出できない場合、合法的出所の抗弁の主張は、裁判所から認められないことがある。



(2024) 陝民終49号事件において、一審裁判所は以下のように認定した。亮点社(一審被告)は、被疑侵害ソフトウェアが索尚社(一審被告)によって導入・設置されたものであると抗弁し、「ミニプログラムソースコード契約書」と索尚社へのサービス料金の支払証憑を提出することで、亮点社は被疑侵害ソフトウェア複製品の所有者且つ使用者であるに過ぎないことが証明されている。本件において、亮点社と索尚社との間に、被疑侵害ウェブサイトにおける被疑侵害ソフトウェア複製品の使用について、明らかな意思疎通があったことを示す十分な証拠はなく、また亮点社が被疑侵害ウェブサイト内に係争ソフトウェアのソースコードを含む被疑侵害ソフトウェアの複製品が存在することを知っているか、又は知っているはずであることを証明する証拠もない。亮点社は、被疑侵害ミニプログラムの実際の作成者が索尚社であることをすでに立証し、且つ索尚社に対して合理的な対価を支払った状況において、関連法律規定に基づいて、一審裁判所は、原告による亮点社に対する経済的損失の賠償及び謝罪を求める訴訟請求を支持しなかった。二審裁判所は、亮点社の合法的出所の抗弁を認めた一審判決は不当ではないという判断を下した。

(2023) 遼02民初982号事件において、被告であるHT社は、裁判所に『HQシステムソフトウェア販売契約書』及びそれに関連する支払証憑を提出した。裁判所は、HT社がウェブ制作会社にサイト構築を依頼して、合理的な対価を支払ったことから、ウェブ制作会社には合法的な手段でサイトを単独で構築する能力があると信じるに足る相当な理由があると認定した。また、本件において、HT社が当時、当該制作会社が係争ソフトウェアを実際に使用して被疑侵害ウェブサイトを構築したことを知っているか、又は知っているはずであったことを示す証拠もない。したがって、MT社(原告)がHT社に要求していた損害賠償及び謝罪の訴訟請求について、裁判所は支持しなかった。

(2021) 京73民初511号事件において、被告である北京北婦社は、係争ウェブサイトが第三者によって制作されたもので、自社は善意の利用者に過ぎないため、損害賠償責任を負う必要はないと主張するとともに、裁判所に購入契約などの証拠を提出した。しかし、北京北婦社は支払証憑や納品状況といった契約履行に関する証拠を提出しなかったため、裁判所は同社の合法的出所の抗弁の主張を認めず、同社に対して、権利侵害行為の差止め及び損害賠償責任を負うことを命じる判決を下した。

(2) 被疑侵害者は権利者の警告状又は訴状を受領した後、係争ソフトウェアの使用をすでに停止したこと。

前述の『コンピュータソフトウェア保護条例(2013年改正)』の第30条において、合法的出所の抗弁が成立する場合、被疑侵害者は賠償責任を負わないものの、被疑侵害複製品の使用停止及び廃棄が義務付けられている。

実務において、ソフトウェアの著作権者は、まず侵害警告状を送付することが多く、双方が侵害について和解に至らない場合、権利者は裁判所にソフトウェア著作権侵害訴訟を提起することもある。

被疑侵害者は、権利者から侵害警告状を受領した後も、被疑侵害ソフトウェアを継続して使用した場合、警告状受領後の使用行為は、主観的悪意があるとみなされる。これについて、被疑侵害者は合法的出所の抗弁を主張しても、裁判所から支持を得ることは困難である。したがって、被疑侵害者は警告状を受領し次第、直ちに当該ソフトウェアの使用を停止することを提案する。

(2020)京73民初876号事件において、裁判所は以下のとおり認定した。

ファイザー社(被告)は、本件起訴書類及び証拠保全決定書を2020年12月2日に受領してから、係争ソフトウェアに著作権侵害の可能性があることを認識していたはずであり、係争ソフトウェア複製品の保有者として、奥龍信社が係争ソフトウェアの正規代理店としての資格を有しているか否かを迅速且つ慎重に再審査すべきで、合理的な期間内に係争ソフトウェアの使用停止の要否を判断すべきであった。しかし、ファイザー社は、奥龍信社が提出した代理権付与の法的根拠である「証明書」がコピーであったにもかかわらず、奥龍信社が提示した係争ソフトウェアが合



法且つ各種規程に適合している商品であり、証明書も真実且つ有効であるという一方的な保証のみを根拠にして、その後も事業活動において当該ソフトウェアを使用し続け、2022年5月になってようやくシステムから当該ソフトウェアを削除した。こうした行為は、善意とはいえない。したがって、ファイザー社が本件訴訟書類を受領した後も係争ソフトウェアを直ちに削除せず、その後の事業活動において使用し続けた行為は、奥龍信社、張某と共同で権利侵害を行ったという主観的な過失があり、ファイザー社が奥龍信社と張某とともに行ったこの段階における行為は、愛創社(原告)が享有する係争ソフトウェア複製権に対する共同侵害に該当すると認定された。

本件において、ファイザー社は本件起訴書類の受領前、係争ソフトウェアを使用していたが、当該ソフトウェアが権利侵害複製品であることを知らず、かつ知るべき合理的な理由もなかったため、その使用行為について過失は認められなかった。したがって、ファイザー社は本件起訴書類受領前に当該ソフトウェアを使用した行為について、権利侵害に基づく損害賠償責任を負う必要はなかった。そして、ファイザー社が本件訴訟書類を受領した後に、係争ソフトウェアを直ちに削除せずに、その後の事業活動において当該ソフトウェアを使用し続けた侵害行為については、ファイザー社が奥龍信社、張某とともに、愛創社が有する当該ソフトウェア複製権に対して行った共同侵害行為に該当し、ファイザー社は、当該段階における侵害行為により生じた損失について、奥龍信社及び張某と連帯して賠償責任を負わなければならなかった。

この事件において、ファイザー社は自社工場内で稼働しているコンピュータソフトウェアの現状について、スクリーンショットの取得、録画及び写真撮影に関する公証を行い、公証書を裁判所に提出することで、係争ソフトウェアを自社のコンピュータシステムからすでに削除し、ソフトウェアを取り換えたことを証明した。ソフトウェア著作権者からの侵害警告状を受領した後に、被疑侵害者が当該侵害ソフトウェアの使用を停止した場合には、このような方法を参考にし、現在使用しているソフトウェアの状況についてスクリーンショット、録画及び写真撮影による公証を行うことができる。権利者がその後訴訟を提起した場合、被疑侵害者は関連する公証書を裁判所に提出することで、権利者からの侵害警告状を受領した後、当該ソフトウェアの使用を直ちに停止したことを証明することができる。

## まとめ

被疑侵害者がソフトウェア著作権者から侵害警告状を受領した後、当該ソフトウェアが第三者から提供されたものである場合、合法的出所の抗弁を検討できる。具体的には、①当該ソフトウェアの使用を直ちに停止し、可能であれば、そのコンピュータシステムからソフトウェアをすでに削除し、且つソフトウェアを取り替えた状況で公証を行うことで、将来の訴訟に備えること。②ソフトウェアを提供した第三者に連絡し、関連状況についてソフトウェア著作権者に説明及び協議することを求めること。③当該第三者がソフトウェア著作権者との関連問題についての協議を疎かにする場合、その連絡先を権利者に告知し、権利者が当該第三者と直接連絡して協議して解決できるようにすること。

その後、権利者が権利侵害訴訟を提起した場合、被疑侵害者は、第三者との契約書、合理的な対価が支払済みであることを示す支払証憑、被疑侵害ソフトウェアの使用をすでに停止したことを示す証拠、第三者と権利者との間のコミュニケーションを積極的に調整したことを示す証拠などを裁判所に提出し、合法的出所の抗弁を主張することができる。



(今回のIPNEWSに掲載されている写真は、弊所化学部の張 慧潔弁理士が广西崇左で撮影したものです。)

責任者： 創業パートナー 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)  
 会長 共同経営者 弁理士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)  
 所長 弁理士 李 茂家 (Maojia LI)  
 担当者： 所員 キン 英芳 (Yingfang JIN) 張 輝 (Hui ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室  
 (Business Management Department, LINDA LIU & PARTNERS )  
 〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階  
 Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6366 (代表)  
 Fax: 86-10-5957-5201 (代表)  
 E-mail: [ipnews@lindaliugroup.com](mailto:ipnews@lindaliugroup.com)  
 Website: <http://www.lindapatent.com>